

静岡県中小企業者等物価高騰 緊急対策事業費補助金 Q&A

- ・用語解説 P1
- ・制度・考え方 P2
- ・対象・要件 P3
- ・申請手続・給付 P6
- ・その他 P8

令和4年12月9日版

中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金 Q & A 【用語解説】

区分	内容
中小企業者等	中小企業支援法第2条第1項第1号から4号までに規定する者であって、県内に事務所又は事業所を有するもの
個人事業者等	以下のいずれか ①個人で開業し、主たる収入を事業所得で確定申告した個人事業者 ②雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業収入を主たる収入として、雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業者
物価高騰対策緊急事業	中小企業者等が新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等を契機として取り組む、次に掲げるいずれかの取組 ・ 価格転嫁に関する取組 ・ コスト削減に関する取組
価格転嫁に関する取組	直接的な値上げ交渉が難しく、他の方法で価格転嫁対策を行う取組 【例】新たな販路開拓 ・ 顧客開拓に向けた展示会への参加
コスト削減に関する取組	製造・販売方法の業務効率化や省エネ対応機器等の導入により、コスト削減を行う取組 【例】業務効率化 ・ 帳票の電子化（インボイス制度への対応）

中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金 Q & A 【制度・考え方】

No.	問	回答
1	県が「中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金」を給付する趣旨は何か	コロナ禍に加え、物価高騰の影響により、厳しい状況下にある中小企業者等の事業継続を支援するため、価格転嫁・コスト削減の取組に対して助成するものです。
2	「本店又は主たる事務所が静岡県内にある中小企業等」とは、どのような状態を指すものか	法人：所得税又は法人税の納税地が静岡県内であること 個人：静岡県を住居地としていることもしくは、納税地を静岡県内としていること。
3	申請日時点で営業を行っていない場合は申請できるか	本制度は、新型コロナ及び物価高騰により、事業活動に著しい支障が生じている県内事業者の皆様の中小企業者等の事業活動の継続を図る取組を支援するために実施しているため、申請は出来ません。
4	県外で実施する事業についても申請可能か	静岡県内の事業所が行う補助対象事業に要する経費であることが、前提です。このため、県外の支店への機械の設置や工事等については対象外となります。 ただし、県外で実施する展示会等への参加等は対象となります。
5	申請すれば必ず補助金が交付されるのか	執行は予算の範囲内となり、審査を行うため、必ず交付されるものではありません。
6	補助対象期間中に、事業に係る支出や導入する設備等の設置等が間に合わない場合は実績報告を遅らせることができるか。	実績報告の提出を遅らせることはできません。補助対象期間（令和4年4月1日～令和5年2月28日）に事業を完了し、実績報告提出期限（事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和5年3月15日のいずれか早い日）までに必ず実績報告書を提出してください。

中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金 Q & A 【対象・要件】

No.	問	回答
1	どのような事業者が対象となるか	全業種が対象です。ただし、中小企業支援法第2条第1項第1号～第4号に規定された中小企業者等以外は対象外となります。（詳細は申請要領P2）
2	農家や漁業者等は対象となるか	法人又は個人事業者として確定申告をしており、申請要件等を満たせば対象となります。※ ※主たる事業が農林水産業であることが必要です。
3	フリーランスは対象となるか	個人事業者として確定申告をしており、申請要件等を満たせば対象となります。※ ※雇用契約によらない業務契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものを主たる収入として得ている場合には、当該収入が雇用契約ではなく、業務委託契約等により得られた収入であることを証する書類（委託契約書の写等）を提出していただきます。
4	被雇用者（会社員等）が、副業として事業を行う場合対象となるか	主たる事業として実施している場合に限られるため、副業の場合補助対象外となります。
5	最近創業した場合も対象となるか	手続きを簡便化し早期に交付決定を行う理由から、事業実態要件の確認を直近の確定申告書としているため、令和3年12月31日時点で事業を営んでいる事業者を対象としております。
6	令和3年12月31日以降に、事業を親から引き継いだ個人事業主の場合、申請できるか	業種（屋号等）が引き継がれていることが確認でき、要件を満たす場合、申請可能です。ただし、追加書類として、申請者の開業届、先代の廃業届及び、先代が行った確定申告書が必要となります。
7	個人事業主として事業を行っていたが、令和3年12月31日以降に法人成りをした場合、申請できるか	業種（屋号等）が引き継がれていることが確認でき、要件を満たす場合、申請可能です。ただし、追加書類として、法人化前の個人事業者に係る確定申告書の写し、並びに法人設立届出書、又は個人事業の開業・廃業等届出書が必要となります。
8	令和3年度に支出した経費について補助対象となるか	令和4年4月以降に行われた取組に要する経費が対象となり、令和4年3月31日までに、発注、納品もしくは支出した経費は補助対象となりません。
9	組合は補助対象か	中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する組合が対象となります。（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会）
10	他の補助金を受給している事業者は対象とならないのか	他の補助金を受給している事業者においても、対象経費が異なれば、補助金の受給が可能です。
11	新型コロナの影響や物価高騰の影響を受けていない場合は、対象となるか	新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響を受けていることが補助対象要件となっているため、いずれの影響も受けていない場合、対象とはなりません。影響の内容を、事業計画書に記載して申請していただくこととなります。

中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金 Q & A 【対象・要件】

No.	問	回答
12	ソフトウェアのみの購入費は補助対象となるか	令和4年4月1日以降に導入したライセンスで、取組の内容に合致していれば、対象となります。 ただし、ライセンス期間に定めがある（1年や3年等）ソフトウェアであって、補助対象期間内（令和5年2月28日まで）に支出が完了している場合、補助対象期間分（令和4年4月1日～令和5年2月28日まで）の費用に限り対象となります。 一方、ライセンス期間に定めのない（買い切り）ソフトウェアの場合、補助対象期間内（令和5年2月28日まで）に支出が完了していれば、購入価格全体が対象となります。
13	リース品でも申請可能か	令和4年4月1日以降に導入した機械装置等導入費に該当する機械等のリース費用は対象となります。ただし、補助対象期間内（令和5年2月28日まで）に支出が完了している場合であって、補助対象期間分（令和4年4月1日～令和5年2月28日まで）の費用に限り対象となります。
14	自社製品又はグループ会社製品は、補助対象として申請できるか	自社及びグループ会社で製造する製品は補助対象外となります。
15	予備の設備として導入した場合は、補助対象として申請可能か	予備設備は補助対象外となります。
16	故障した設備の入れ替えは、補助対象として申請可能か	故障した設備の入れ替えは補助対象外となります。
17	取組の中で、PCやタブレットを新しく購入する場合、起動時間が早くなる、容量が大きくなるなどの性能面を理由に申請可能か	性能面の向上のみを理由に購入したPC・タブレット類は補助対象外となります。会計ソフト等をインストールし会計帳簿の電子化等を行うなど、業務の効率化等の取組として具体的な内容が必要です。
18	蛍光灯を外し、蛍光灯用の台座にLED電球を取り付けた場合、補助対象事業として申請可能か	電球のみを購入した場合、補助対象外となります。台座も含めてLED専用とした場合は、対象となります。
19	ハイブリッド車両の購入は補助対象事業として申請可能か	自動車等車両の購入費は、補助対象外となります。※ ※原則として、事業所や作業所内のみで走行し、自動車登録番号が無く、公道を自走することができない場合（フォークリフト等）は補助対象経費となります。
20	省エネ化の条件の中に、二酸化炭素の削減は必要か	省エネ化が達成できれば、二酸化炭素の削減は対象要件ではありません。
21	電気代やガソリン代は補助対象経費として申請可能か	本事業は、設備等の更新により光熱費等削減を目的として取組等に対する補助事業であり、光熱水費等を直接補助するものではありません。したがって、電気代やガソリン代そのものは補助対象経費に該当しません。
22	個人事業者で、住宅兼事務所への設備導入をすることは可能か	専ら住居を目的とした事業所における設備更新の場合は、補助対象外となります。 ただし、住宅兼事務所で、住宅部分と事務所部分が明確に分かれており、かつその効果が明確に事務所部分にのみ生じることが説明可能な場合は、補助対象となります。
23	クレジットカードでの支払いは対象となるか	対象となります。ただし、クレジットカード等による引き落としの場合は、支払完了日は引き落としの日となるため、2月28日までに口座からの引き落としが完了していない場合、補助対象外となります。
24	現金での支払いは対象となるか	対象となります。ただし、領収書などにより支払金額や支払月が明らかとなる書類を添付する必要があります。

中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金 Q & A 【対象・要件】

No.	問	回答
25	既に支払いが終わっている取組は対象となるか	対象となります。ただし、領収書などにより支払金額や支払月が明らかとなる書類を添付する必要があり、令和4年3月31日までに、発注、納品もしくは支出した経費は補助対象となりません。
26	PCや会計ソフト等のセットアップ費用は対象となるか	手数料と同様と考えられることから、対象となりません。
27	エアコンの補助対象となる省エネの定義はなにか	家庭用エアコンの場合、国の資源エネルギー庁が示している統一省エネラベルの多段階評価★3.0以上やそれと同様の省エネ基準であること等が対象となり、業務用のエアコンの場合は、2015年省エネ基準のクリアやカタログ等の省エネ効果が15%以上の削減効果であること等が対象となります。詳細は、別紙【中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金の補助対象となる「エアコン」について】を参照ください。
28	自転車や電動自転車は対象となるか	自転車等は、公道を走る車両に準ずるものであり、汎用性が高いことから、今回の補助金の対象となりません。
29	電話機は対象となるか	電話機はスマートフォンと同様、汎用性の高いものであるため、対象となりません。
30	新聞折込広告は対象となるか	単に会社名、事業所名のみをPRするためであれば対象となりません。
31	機械装置等の改造（改良）は対象となるか （例えば省エネ目的での改良にかかる工事）	外注工事で省エネ目的であれば対象となります 外注工事費は省エネ目的以外は対象になりませんので、それ以外の内容では対象外となります。 （機械装置等導入費で機械の改良を行うことはできません）
32	出展にかかる費用はどこまでが対象か	出展にかかる費用は「参加に要する経費」が対象となります。 <申請可> 出展料、ブース設置費、ブース装飾費、運搬費 <不可> 人件費、旅費、宿泊費、運営委託費
33	フリーペーパーへの広告は対象となるか	価格転嫁に関する取組として販路開拓のための効果が認められるものであれば、広報費として対象となります。
34	ショッピングサイトへの出店費用は対象となるか	直接販売に関する費用となるため、対象外です
35	電子決済（PayPayやauPay等での支払、EdyやiD等での支払、ほか）の場合、対象となるか	電子決済において、ポイントやクーポンを使っていない、若しくは使用後の購入額が明確である部分については、補助対象となります。その際には、現金やクレジット等で支払った金額を証明できる内容を添付いただく必要があります。証明出来ない場合は、ポイント等との切り分けが難しいことから対象外とさせていただきます。
36	今後、開始する新規事業（多角化事業）に係る価格転嫁やコスト削減の取組は補助金の対象となるか	新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けた事業の価格転嫁やコスト削減の取組が対象です。これから開始する事業（多角化事業）に関する取組は対象となりません。ただし、既存事業を補完する内容であり、同一顧客を対象として実施する事業に係る取組については、対象となる場合があります。
37	不動産賃貸事業者が賃貸住宅にあらかじめ設置されているエアコンを省エネ型に交換した場合は、補助対象となるか	賃貸住宅に貸主（不動産賃貸事業者）が設置するエアコンは、貸主のコスト削減には該当せず、商品（賃貸物件）の価値を向上させるための仕入れに準ずる経費と考えられるため、対象となりません。

中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金 Q & A 【申請手続・給付】

No.	問	回答
1	いつから申請の受付(再開)が始まるのか	オンライン申請の受付は11月28日(月) から開始しましたが、システムの不具合により一時中断していました。今回、サーバーへのアクセス集中を回避するため、郵送での申請も受け付けることとし、先行して郵送申請を12月12日(月)から開始します。また、オンライン申請についても、システムの復旧後、12月19日(月) から再開します。受付期間は、いずれの方法も12月23日(金)までとなります。
2	オンライン申請はどのように行うか	専用ホームページから申請フォームに申請書等の必要事項を直接入力していただきます。また、印刷して自署した誓約書、確定申告書の写しや各経費の資料等については画像を申請フォームに添付していただきます。申請フォームは、12月19日(月)10時から入力可能となります。なお、申請状況等が申請者の方にも分かるようマイページを作成します。申請にあたりましては要領のほか、申請時の注意事項をご覧ください。
3	オンライン申請は、実績報告もオンラインで可能か	マイページを作成した方は、実績報告についてもオンライン申請が可能です。詳細は特設サイトにて公開予定です。
4	郵送申請はどのように行うか	ホームページに掲載しております郵送申請用書類をダウンロードし、必要事項を記載の上、静岡県中小企業者等物価高騰緊急対策補助金事務局（詳細は申請要領9ページ参照）まで郵送してください。なお、申請期間は12月12日(月)～12月23日(金)消印有効です。
5	本人確認書類は1種類でいいのか	運転免許証、パスポート等の氏名、住所、生年月日が確認できる顔写真付の公的機関が発行している証明書類のいずれか1つで構いません。ただし、マイナンバーカードの場合、個人番号部分が分からないようにして提出してください。
6	申請書や誓約書には押印が必要か	申請書等の必要事項はオンライン申請の場合、申請フォームに入力いただき、誓約書は印刷したものに自署したものを申請フォームに画像で添付していただく予定です。 いずれにしても、押印は不要です。
7	店舗が県内に複数ある場合、別々に申請してもよいのか	法人、個人事業者ともに、申請は1事業者1回限りとし、確定申告単位で申請してください。※ ※店舗毎等による複数の申請は出来ません。
8	申請手続について分からない場合、どこに問い合わせればよいのか	静岡県中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金コールセンター 電話番号0570-055-023までお問合せください。
9	「資本金の額または出資の総額」には何の金額を記載すればよいのか	「履歴事項全部証明書」の資本金の金額をご記載ください。
10	静岡県以外にも事業拠点がある場合、「従業員数」及び「資本金の額または出資の総額」は法人全体で記載するのか	法人全体の人数や金額を記載してください。

中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金 Q & A 【申請手続・給付】

No.	問	回答
11	確定申告書の写しをなくした場合、どうすればよいか	確定申告書を紛失した場合、税務署で情報公開請求をしていただければ、原本の写しを提供していただけます。ただし、1か月ほど期間を要する場合があります、申請期間に間に合わない可能性がありますので、ご注意ください。 なお、e-TAXで申告した場合には、確定申告書のデータと受信通知を合わせて添付することで代用可能です。
12	いつまでに事業を終えなければならないのか	令和5年2月末までに、発注・納品・支払の全てが完了する必要があります。
13	予算が足りなくなった場合は抽選になるのか	予算額を超えた時の対応については、全体の申請額を見て改めて検討し、お知らせします。
14	申請受付を途中で打ち切ることあるか	既に申請済みのもも含め、申請期間中の申請はすべて受け付け、審査を行いますので、申請受付を打ち切ることはありません。
15	いつまでに事業を始める必要があるのか。2月までに終了できればギリギリに開始してもいいのか	本補助金制度は、令和4年4月1日以降に実施した事業が、対象となります。（交付決定を待たずに実施してもよい） ただし、申請内容を審査するため、全ての事業が補助金の交付を受けることができるとは限りません。 また、令和5年2月末までに補助対象事業に係る発注・納品・支出全てが完了する必要がありますので、ご注意ください。
16	交付申請が行えたかどうか確認したい	オンライン申請の場合、マイページにて現在の状態（申請中など）を確認することが可能です。郵送申請の場合、事務局から申請受付の連絡は出来かねますので、確認されたい場合は、特定郵便等で申請ください。
17	提出書類に不備や不足のあった場合はどうなるか	提出書類に不備・不足のあった場合、書類不備として申請を受理しない場合があります。また、提出先の事務局から不足書類や確認事項に関する連絡等を行う場合がありますので、速やかに対応してください。事務局の指定期日までに追加書類の提出に応じない場合（やむを得ない事情を除く）、不交付決定とします。
18	見積書はネットの画面を印刷したものでよいか	通常の見積書と同等の情報（金額式、型式、個数等）が分かるのであれば、ネットの画面を印刷したもので代用可能です。
19	見積書の取得日に制限はあるか	令和4年4月1日以降に発行されたもので、発注日に有効な見積書である必要があります。
20	交付決定はいつ頃行われる予定か	申請後、内容審査で問題なければ、4週間程度を目安に交付決定を行う予定です。しかし、申請件数が多い場合、審査にそれ以上の時間を要する場合がありますので、ご承知の上申請願います。
21	補助金はいつごろ支払われるのか。前払いを受けることは可能か	事業完了後の実績報告について、交付確定したのから順次支払うこととなります。 また、本補助金は概算払いによる前払いを行っておらず、精算払いのみとなります。
22	価格転嫁に関する取組と業務の効率化の取組の両方を申請することは可能か	物価高騰対策に関する目的であれば、両方を申請することは可能です。
23	事前申請と事後申請の両方を申請することは可能か	事業者の物価高騰対策に関する取組の全てが完了していないため、事前申請として申請可能です。

中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金 Q & A 【その他】

No.	問	回答
1	補助対象外経費の「消耗品」とは何を指すか	事務用品や消耗器材など、短期間の使用でその効用を失うものを指します。
2	故障等に備えて予備の物品を購入したが、補助対象となるか	補助対象期間（令和4年4月1日～令和5年2月28日）内に業務に使用しない物品は補助対象外となります。
3	「中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金」は課税対象となるのか	課税対象となります。詳細は最寄りの税務署にお問い合わせください。
4	取得価格等が単価50万円（税抜）以上の機械や工事等の場合、処分制限財産に該当するが、処分制限期間はどのようにして調べることができるか	処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間を指します。詳細は以下のHPを参照ください。 https://elaws.egov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340M50000040015
5	支払い関係書類（請求書等）はいつまで保管する必要があるか	各関係書類は、事業終了後5年間保存する必要があります。
6	実績報告時に提出する、取組の内容が確認できるものの画像等はどのようなものを提出すればよいか	機械装置等の場合、①現物②型式番号等③設置場所が分かるもの 広報費の場合、完成したHP等のURLやチラシの写し 展示会等出展費の場合、①展示会の概要の分かるもの②出展時の写真等 外注工事費の場合、①事前事後の工事が分かるものを想定しております。

【別紙】物価高騰緊急対策事業費補助金の補助対象となる「エアコン」について

【エアコン】 条件1 以下の省エネ基準のいずれかに適合していること

区分	補助対象となる省エネ基準	適否
家庭用	統一省エネラベル 多段階評価点★3.0 以上 (*1)	○
	省エネ性マーク グリーンマーク (*1) (省エネ基準達成率 100%)	○
	グリーン購入法 調達基準適合商品 (2010 年度基準に対する達成率 114%以上)	○
業務用	2015 年省エネ基準値クリア (2015 年度基準に対する達成率 100%以上)	○
	グリーン購入法 調達基準適合商品 (2010 年度基準に対する達成率 88%以上)	○

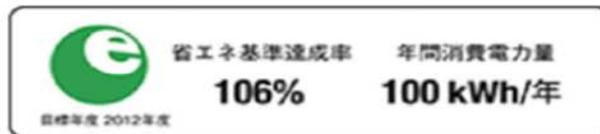
(*1) 2022 年 10 月からエアコンに係る基準変更(目標年度 2010 年度→2027 年度)
 ただし、旧基準ラベルも 2023 年 9 月まで継続表示可能(猶予期間)
 → 旧基準の適用の場合も、当補助金の対象とする

条件2 条件1 に該当しない製品の場合
 ⇒ カタログ等の省エネ効果の記載部分(15%以上削減)を提出すること

【参考】



統一省エネラベル



省エネマーク



グリーン購入法